

# 伊勢崎市

## 特定用途制限地域の手引き

令和6年3月31日まで

◎お問い合わせ先 伊勢崎市 都市計画部 都市計画課 都市計画係  
〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地 市役所東館4階  
TEL 0270-27-2766

## 特定用途制限地域

特定用途制限地域とは、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域は除く）において、良好な環境の形成または保持するために行われる土地利用規制です。

主に風俗関連施設や大規模な工場・店舗など居住環境に支障を与えるおそれのある建築物などを定め、その立地を規制する地域を指定するものです。

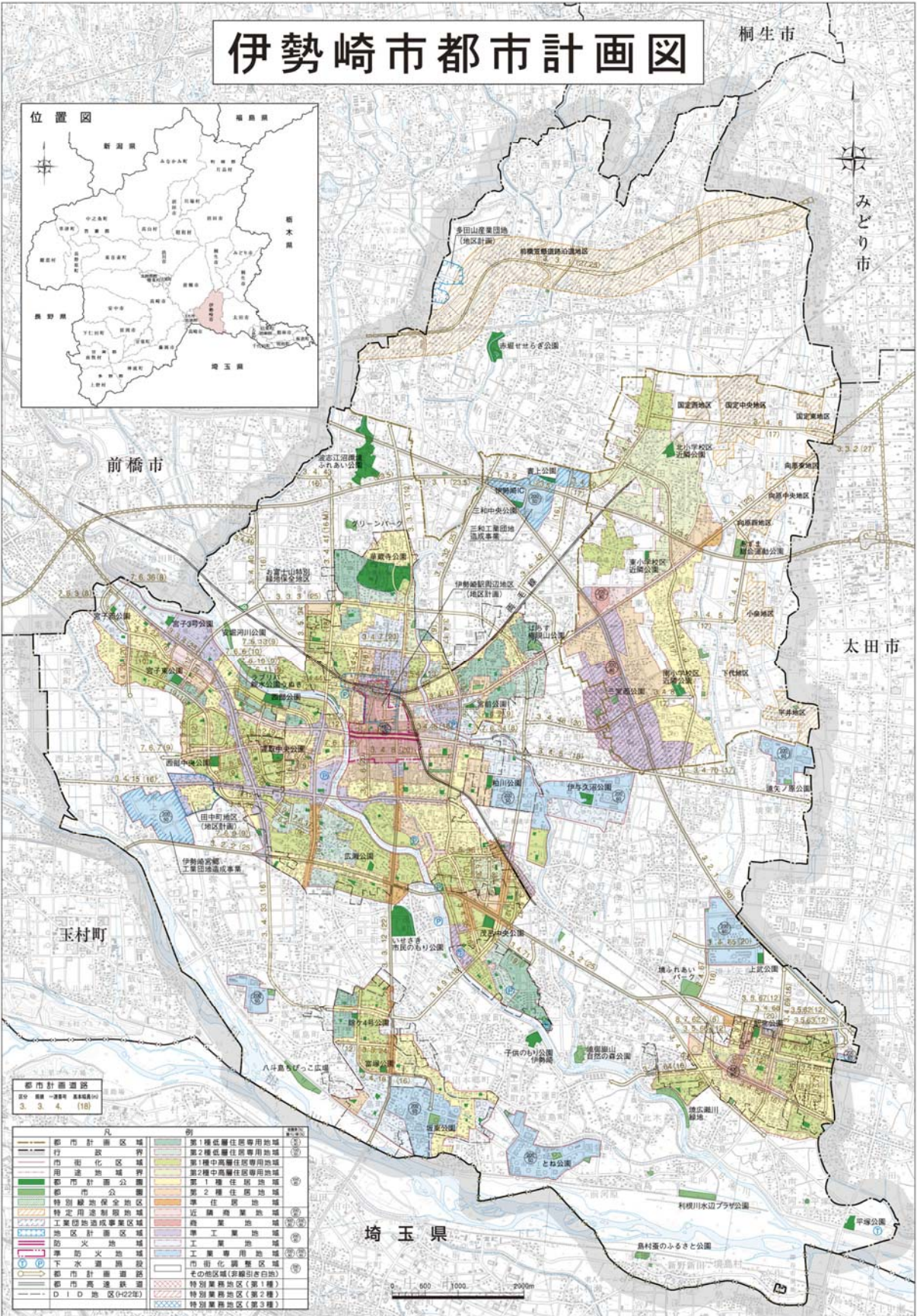
指 定 区 域	制限される建物用途
国定東地区、平井地区、向原東地区、向原中央地区	(1) 風俗施設および遊戯施設、ホテル、旅館など (2) 危険性や環境を悪化させる恐れのある工場 (3) 一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物（量が多い施設）
国定中央地区、国定西地区、下代地区、小泉地区、向原西地区	(1) 風俗施設および遊戯施設、ホテル、旅館など (2) 倉庫業を営む倉庫 (3) 危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場、やや多い工場および多い工場 (4) 一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物（量が少ない施設、量がやや多い施設、量が多い施設）
前橋笠懸道路沿道地区	(1) 風俗施設、娯楽施設、遊戯施設、宿泊施設

☆ 特定用途制限地域において制限される建物用途は、「伊勢崎市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」に規定されています。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、図説発行の  
る方分の1地図紙を使用した。(承認番号 平28開地 第21号)

平成二十八年三月

# 伊勢崎市都市計画図



都市計画道路

道幅 100m 150m 200m 250m 300m 350m 400m 450m 500m 550m 600m 650m 700m 750m 800m 850m 900m 950m 1000m

3 3 4 (16)

都市計画区域	第1種低層住居専用地域
行政区域	第2種低層住居専用地域
市街化区域	第1種中高層住居専用地域
用途地域	第2種中高層住居専用地域
都市計画公園	第1種住居地域
都市公園	第2種住居地域
特別緑地保全地区	準住居地域
特定用途制限地域	近隣商業地域
工業団地造成事業区域	商業地域
地区計画区域	準工業地域
防火地域	工業専用地域
準防火地域	工業専用地域
下水道施設	市街化調整区域
都市計画道路	その他区域(非線引き白地)
都市高速鉄道	特別業務地区(第1種)
DID地区(0-22区)	特別業務地区(第2種)
	特別業務地区(第3種)

伊勢崎市 都市計画課

地図調製：(株)中央ジオマテックス

別表第 1（第 5 条、第 1 1 条関係）

地区	建築してはならない建築物
国定東地区、向原東地区、向原中央地区及び平井地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li> <li>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 6 項第 1 号に該当する営業（以下「個室付浴場業」という。）に係る公衆浴場その他これに類する令第 1 3 0 条の 9 の 5 に規定するもの</li> <li>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>4 カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>5 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</li> <li>6 ホテル又は旅館</li> <li>7 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他特殊の方法による事業であって令第 1 3 0 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）を営む工場               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火薬類取締法（昭和 2 5 年法律第 1 4 9 号）の火薬類の製造</li> <li>(2) 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物の製造</li> <li>(3) マッチの製造</li> <li>(4) ニトロセルロース製品の製造</li> <li>(5) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造</li> <li>(6) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆の製造を除く。）</li> <li>(7) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造</li> <li>(8) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造</li> </ol> </li> </ol>



(9) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）

(10) 石炭ガス類又はコークスの製造

(11) 可燃性ガスの製造（令第130条の9の8に規定するものを除く。）

(12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）

(13) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、<sup>ふっ</sup>弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、<sup>りん</sup>磷酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸<sup>そ</sup>蒼鉛、<sup>り</sup>亜硫酸塩類、<sup>ひ</sup>チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

(14) たんぱく質の加水分解による製品の製造

(15) 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品の製造を除く。）

(16) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造

(17) 肥料の製造

(18) 製紙又はパルプの製造

(19) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製

(20) アスファルトの精製

(21) アスファルト、コールタール、木タール、石油<sup>りゅう</sup>蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造

(22) セメント、石膏<sup>こう</sup>、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造

- (23) 活字又は金属工芸品の鑄造（印刷所における活字の鑄造を除く。）
- (24) 金属の溶融又は精練
- (25) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕
- (26) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）、びょう打作業又は孔埋<sup>あな</sup>作業を伴うもの
- (27) 鉄釘類<sup>くぎ</sup>又は鋼球の製造
- (28) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延
- (29) 鍛造機を使用する金属の鍛造
- (30) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造
- (31) 石綿を含有する製品の製造又は粉砕
- (32) アセチレンガスを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量30リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。）
- (33) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付（赤外線を用いるものを除く。）
- (34) 出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付
- (35) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの
- (36) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9の表中準工業地域欄に掲げる量を超える建築物
- 8 3階以上の部分を次に掲げる建築物以外建築物の用途に供するもの
- (1) 住宅

- (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの
  - (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿
  - (4) 学校、図書館その他これらに類するもの
  - (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
  - (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - (7) 公衆浴場（個室付浴場業に係るものを除く。）
  - (8) 診療所又は病院
  - (9) 派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
  - (10) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
  - (11) 公益上必要な建築物で令第130条の5の4に規定するもの
  - (12) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（自動車車庫の用途に供するものを除く。）
- 9 前項に掲げる建築物の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの（令第130条の7の2に規定するものを除く。）

別表第 2 (第 5 条関係)

地区	建築してはならない建築物
国定中央地区、 国定西地区、小 泉地区、下代地 区及び向原西 地区	1 別表第 1 に掲げる建築物 2 倉庫業を営む倉庫 3 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他特殊の方法による事業であって令第 130 条の 8 の 3 に規定するものを除く。）を営む事業 (1) 印刷用インキの製造 (2) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造 (3) 原動機を使用する 2 台以下の研磨機による金属の乾燥研磨（工具研磨を除く。） (4) コルク、エボナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの (5) 厚さ 0.5 ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属のプレス（液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。）若しくはせん断 (6) 印刷用平版の研磨 (7) 糖衣機を使用する製品の製造 (8) 原動機を使用するセメント製品の製造 (9) ワイヤフォーマシングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が 0.75 キロワットを超える原動機を使用するもの (10) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、 <sup>ねん</sup> 擦糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で出力の合計が 0.75 キロワットを超える原動機を使用するもの (11) 製針又は石材の引割で出力の合計が 1.5 キロワットを超える原動機を使用するもの (12) 出力の合計が 2.5 キロワットを超える原動機



を使用する製粉

(13) 合成樹脂の射出成形加工

(14) 出力の合計が10キロワットを超える原動機を使用する金属の切削

(15) 原動機の出力が1.5キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業

(16) 原動機を使用する印刷

(17) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工

(18) タンブラーを使用する金属の加工

(19) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業

(20) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9の表中準住居地域欄に掲げる量を超える建築物

(21) 玩具煙火の製造

(22) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付（赤外線を用いるものを除く。）

(23) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工

(24) 絵具又は水性塗料の製造

(25) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白

(26) 骨炭その他動物質炭の製造

(27) せっけんの製造

(28) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造

(29) 手すき紙の製造

(30) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白

(31) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白

	<p>(32) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの</p> <p>(33) 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの</p> <p>(34) レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(35) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造</p> <p>(36) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</p> <p>(37) ガラスの製造又は砂吹</p> <p>(38) 鉄板の波付加工</p> <p>(39) ドラムかんの洗浄又は再生</p> <p>(40) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造</p> <p>(41) スエーピングマシン又はロールを用いる金属の鍛造</p> <p>4 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの（日刊新聞の印刷所、作業所の床面積が300平方メートルを超えない自動車修理工場及び産業の振興を図る必要があるものとして立地することがやむを得ないと市長が認めるものを除く。）</p>
--	---

別表第3（第5条関係）

地区	建築してはならない建築物
前橋笠懸道路沿道地区	1 別表第1の1から6に掲げる建築物
	2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設